平成２９年（フ）第３４号
福井県小浜市深谷第13号２番地の１　ホープ
破産者　谷口　昌代
1　決定年月日　平成29年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所敦賀支部

平成２９年（フ）第２号
岐阜県可児市川合304番地２
破産者　長屋　甚重
1　決定年月日　平成29年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２９年（フ）第３１号
愛知県刈谷市新富町５丁目207番地　プロビデンス新富107号室、住民票上の住所愛知県岡崎市鉢地町字十五ト６番地１
破産者　熊本　民子
1　決定年月日　平成29年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第３２号
愛知県刈谷市新富町５丁目207番地　プロビデンス新富107号室、住民票上の住所愛知県岡崎市鉢地町字十五ト６番地１
破産者　熊本　幸治
1　決定年月日　平成29年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第２００号
愛知県豊田市小坂本町１丁目15番地８　シティハイツＡＴ　901号
破産者　岡本　清國
1　決定年月日　平成29年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第２７号
兵庫県明石市魚住町清水603番地の２　グリーンエイトⅣ205号、開始決定時の住所兵庫県明石市魚住町西岡2229番地の５
破産者　辻井　陽介
1　決定年月日　平成29年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第９８号
神戸市西区南別府３丁目24番地の２　201号、前住所神戸市西区南別府４丁目341番地の57
破産者　西海　光範
1　決定年月日　平成29年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第１０４号
兵庫県明石市魚住町清水941番地の１　サン・イースト・ヒル103号
破産者　松本　　学
1　決定年月日　平成29年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第３６１号
北九州市門司区田野浦１丁目５番７号
破産者　國信　光世
1　決定年月日　平成29年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第３８２号
北九州市小倉北区上富野４丁目11番32―305号
破産者　後藤　繁典
1　決定年月日　平成29年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第１号
長崎県対馬市豊玉町佐志賀11番地第３
破産者　平江　善賢
1　決定年月日　平成29年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所厳原支部破産係

平成２８年（フ）第４２号
熊本県玉名市立願寺774番地７
破産者　吉川　ゆり
1　決定年月日　平成29年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所玉名支部

平成２９年（フ）第１２号
熊本県玉名郡玉東町大字木葉624番地
破産者　清田かほり
1　決定年月日　平成29年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所玉名支部

平成２９年（フ）第２８０号
鹿児島県鹿児島市紫原３丁目51番10号　レジデンス平田Ⅱ　102号
破産者　山本　和博
1　決定年月日　平成29年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第１３２号
鹿児島県霧島市横川町下ノ3573番地１
破産者　鎌田　優生
1　決定年月日　平成29年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２９年（フ）第６３号
鹿児島県霧島市国分中央４丁目６番10―103号　サンファミリー国分
破産者　榎谷　直子（旧姓芝）
1　決定年月日　平成29年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２９年（フ）第５３号
鹿児島県出水市五万石町473番地　コアラハイツ101号
破産者　弓削　大輔
1　決定年月日　平成29年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

破産手続終結

平成２８年（フ）第２０２９号
東京都江戸川区中葛西５丁目２―33―205
破産者　松村　隆司
1　決定年月日　平成29年９月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６４５３号
東京都江戸川区西葛西６丁目25―９、開始決定時の住所東京都港区三田３丁目７―16―701（住民票上の住所）大阪府大阪市城東区鴫野東２丁目21―16
破産者　今村　勝司
1　決定年月日　平成29年９月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部